

雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？ ～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～

被保険者の皆様へ

ご自身の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（＊）と「雇用保険被保険者証」はお持ちですか？

（＊）平成15年5月以降の雇入れに限る。

- 雇用保険制度では、事業主に雇われた労働者が被保険者となる場合、事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月10日までにハローワークに提出しなければなりません。
- その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークからその方の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。
- このうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハローワークから一般的には事業主を通じて労働者の方に対して交付されるのですが、これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。
- お手元にない場合には、事業主にこれらの書類の有無の照会を行うか、またはハローワークにおいて雇用保険の加入手続きが適正になされているかどうかの照会を労働者本人が行うこともできますので、お近くのハローワークにお問い合わせください。